

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、亀岡市立大井小学校校舎大規模改修工事（建築）請負契約の変更を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年6月7日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第8号

専 決 処 分 書

亀岡市立大井小学校校舎大規模改修工事（建築）請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年5月14日

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

工事請負契約の変更について

令和3年3月22日古谷・今井・山口特定建設工事共同企業体との間に締結した亀岡市立大井小学校校舎大規模改修工事（建築）請負契約を下記のとおり変更する。

令和3年5月14日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

変更に伴う請負代金増加額 金891,000円

亀岡市立大井小学校校舎大規模改修工事（建築）
請負契約の変更について

令和3年3月22日古谷・今井・山口特定建設工事共同企業体との間に締結した亀岡市立大井小学校校舎大規模改修工事（建築）請負契約について、次のとおり契約内容を変更したこと。

契約金額	変更前	金 3 5 8 , 0 5 0 , 0 0 0 円
	変更後	金 3 5 8 , 9 4 1 , 0 0 0 円